

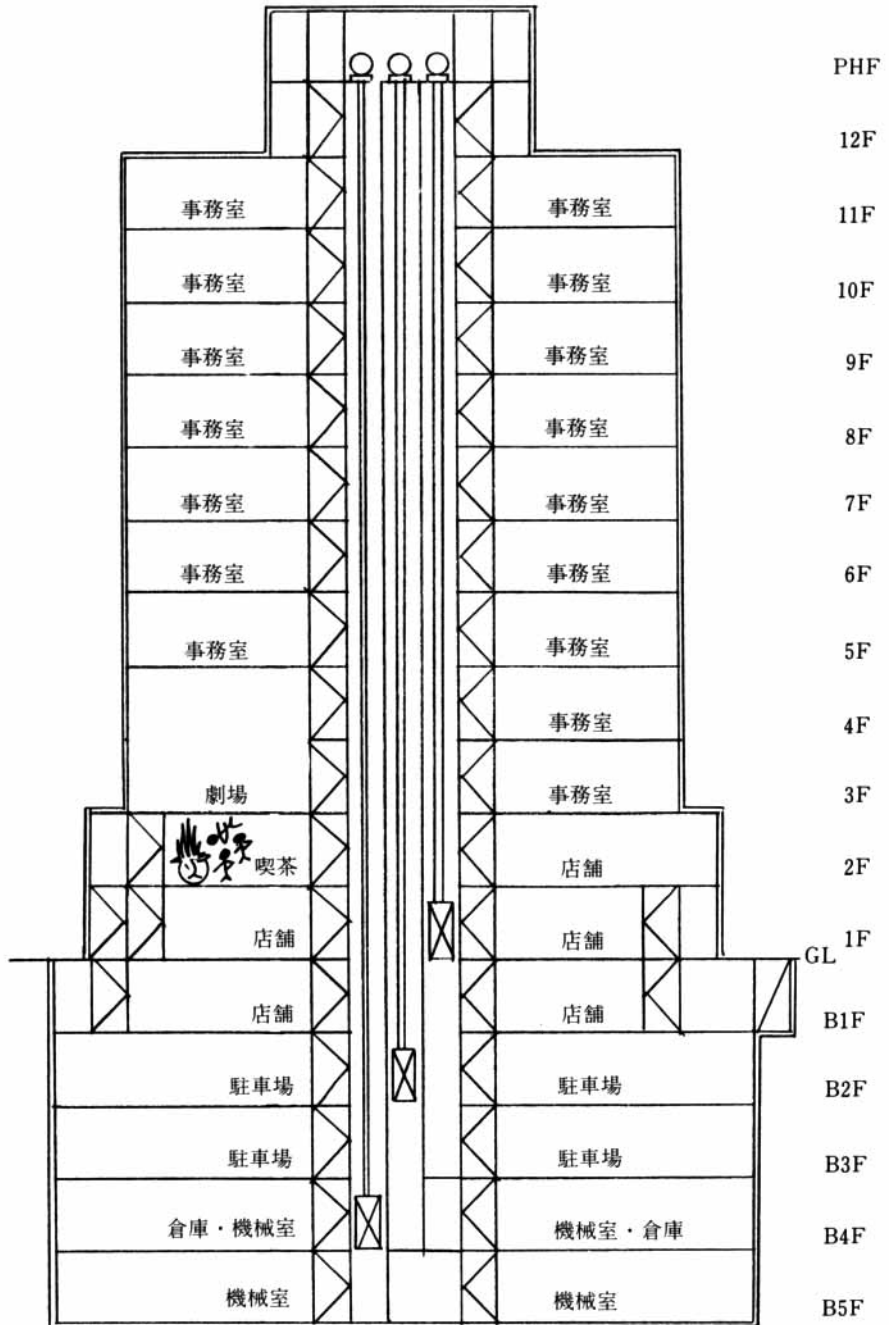
名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造 ・ 階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼 損 面 積 延 面 積)	死 傷 者
有楽町ビル	複合用途 (16)イ	昭和43年3月13日	耐火 Ⅰ%	全・半・部・①	死者
		出火12時41分ころ 覚知12時46分 覚知別 報知電話 鎮火13時33分	建 2,942 m <sup>2</sup> 延 41,936 m <sup>2</sup>	34 m <sup>2</sup> (%)	3名 傷者 5名 (2)
東京都千代田区 有楽町1～5					

I 火災概要								
① 概 要	この火災は、東京オリンピック後、流行的に増大していたサウナ浴場から出火し、小火火災であったにもかかわらず、サウナ浴場独特の密室構造とたちこめる猛煙にはばまれ、入浴客3名が死亡するという惨事となった。							
② 階 別 状 況	階	床面積	焼損床面積	用途(売場)	在館者	死者	避難設備等	消防用設備等
	PH	361.0m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				屋内階段	(内) 48ヶ所
	12	679.0					5箇所	(B5-2 B4~B2-3 B1-2 1F-3 2F~9F-4) (SP) 10F~12F (連) (自) (非) 11F~12F (泡) B2, B3F (CO) B5F
	11	2,317.0		事務所	333		緩降機4	
	10	2,317.0		"	70		(2F~5F各1)	
	9	2,317.0		"			救助袋5	
	8	2,317.0		"			(6F~10F各1)	
	7	2,317.0		"	10			
	6	2,317.0		"				
	5	2,317.0		事務所映画館	226			
	4	2,083.0		"	192			
	3	2,083.0		"	374			
	②	2,942.0	34	店舗特殊浴場	79	男3		
	1	2,911.0		店舗				
	B1	3,472.0		飲食店, 店舗				
B2	3,465.0		駐 車 場					
B3	3,452.0		"					
B4	2,380.0		機械室, 倉庫					
B5	1,807.0		"					
合計	41,936.0	34		△1,284	3			
③ 出 火 場 所	(階, 室, 部位, 可燃物状況, 居室・非居室, 在・不在) 2階「有楽町サウナ」の特別サウナ室から出火 ○サウナ室は、スプルス材・ハイラック(フェノールの発泡材), 合板等の可燃材を使用し, ベッドの下にサウナヒーター(200V・4kW)が置かれている。 ○出火当時入浴客3名がいたが, 更衣室で休憩中であった。				④ 出 火 原 因	サウナヒーターの長期過熱により, 木造可燃物が極度に乾燥し, ベットの木部がヒーターに近接していたこと, 温度調整器を120℃にセットしたこと, 利用客が少なかった等の諸条件が加わって無煙着火したものと推定される。		

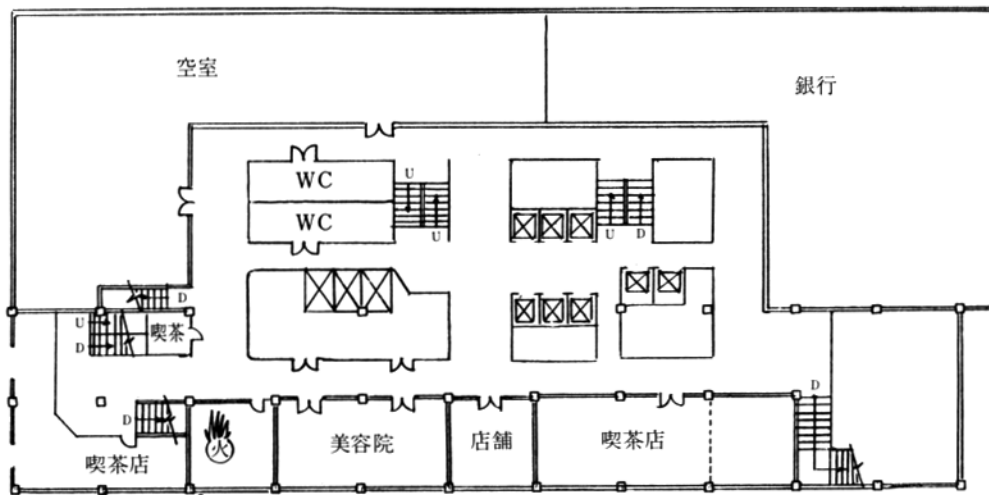
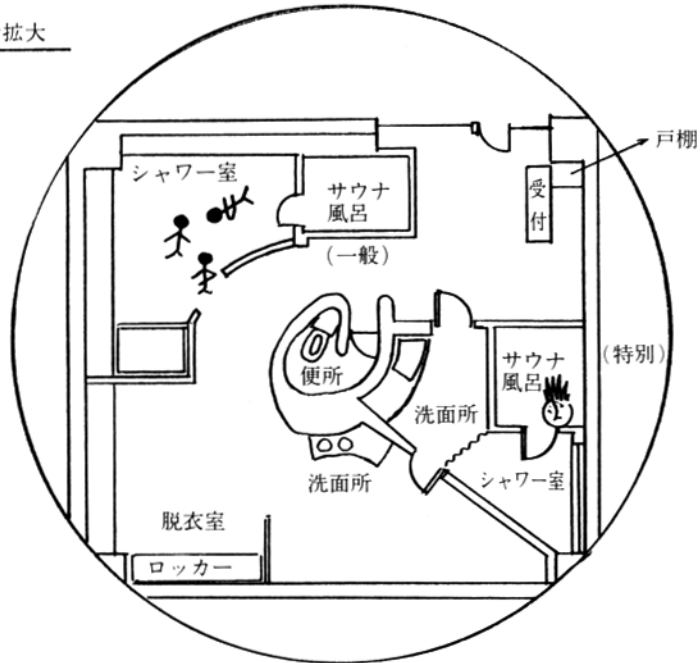
⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(出火部位) 2階サウナ室のヒーター上部の木部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(出火室の拡大) サウナ室の内装材に燃え移り壁及び天井に延焼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(他室への拡大) サウナ室の換気口及び可燃材で造られた壁を通じ洗面所、受付カウンター側の天井へ延焼</div> </div>		
	<p>特別サウナ室のヒーター上部（腰掛）から出火し可燃性内装材で作られた壁・天井に延焼していった。さらにサウナ室の壁の構造がたる木や合板であったことや、換気のための開口部があったことから、洗面所及びカウンター側の天井へと延焼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延焼拡大した主な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サウナ室の内装が可燃材であり、乾燥していたため延焼が早かった。</li> <li>○ サウナ室の防火区画がなされていなかった。</li> </ul> </li> <li>○ 煙の伝播経路 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サウナ室の出火に伴い、スプル材及び断熱材に使用していた発泡樹脂から有毒ガスを含む濃煙が発生しサウナ室に充満して換気口延焼拡大によりサウナ浴場全域に充満していった。</li> </ul> </li> </ul>		
<b>II 火災建物概要</b>			
① 建築	着工・竣工又は主たる改築等 (竣工) 昭和41年4月 日 ( ) 昭和 年 月 日		
管 理 状 況	<b>② 縦 穴 の 状 況</b>		<b>③ 防 火 管 理 状 況</b>
	階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター <input checked="" type="checkbox"/> パイプシャフト <input checked="" type="checkbox"/> エスカレーター <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 各縦穴とも耐火の壁及び防火等により区画されている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防火管理者選任消防計画の届出有</li> <li>○ 自衛消防隊組織有</li> <li>○ 消防訓練は毎月1回巡視員による屋内消火栓、消火器訓練を実施している。</li> <li>○ 年間約5回の査察を実施しているが、重大違反はなかった。</li> <li>○ 貸ビルのため、防火管理はビル管理側へ依存し、占有者の防火管理意識が欠けていた。</li> </ul>
管 理 状 況	<b>④ 防 火 区 画 等</b>		<b>⑤ 消 防 用 設 備 等</b>
	サウナ室は防火区画されておらず、全て木造であった。		消防用設備等は有効に維持管理されていたがサウナ室内には自動火災報知設備の感知器が設置されていない。(なお、当時は感知器の設定については規制はされていないが、行政指導を行っていた)

III 火災後の行動			
① 発 見 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発見者 (サウナ従業員)</li> <li>○ 発見の動機 (異様な臭気気付く)</li> <li>○ 発見後の行動 (入浴客に火災を知らせ、通報)</li> </ul>		
	<p>サウナ浴場のアルバイト従業員A子は受付カウンターにいたが、異様な臭気気付く、サウナ室の入口付近まで行ったが、異常を認めずカウンターに引き返した。しかし、更に臭気が強くなったので再度サウナ室に行き扉を開けたところ、急激に濃煙が噴出してきたため、休憩室にいた入浴客に火災を知らせるとともに、カウンターの電話で通報した。</p>		
② 通 報 状 況	通 報 した <input checked="" type="checkbox"/> (サウナ従業員が通報) 発見後約( )分 しない <input type="checkbox"/>		
	<p>前記により火災を発見したサウナのアルバイト従業員A子は入浴客に火災を知らせるとともにカウンターの電話で通報した。</p>		
③ 初 期 消 火 状 況	消 火 した <input checked="" type="checkbox"/>	成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火時期 <input type="checkbox"/></li> <li>○ 消火困難性 <input checked="" type="checkbox"/></li> <li>○ 消火方法 <input type="checkbox"/></li> </ul>	(理由又は状況) 2階のサウナ浴場付近を通行していた者10名程度が、廊下・ロビー等に設置してあった消火器をもって従事したが、店の出入口付近で使用したため(濃煙のため入れなかった)効果はなかった。又、2階階段の屋内消火栓よりホース2本を延長し消火に努めたが、濃煙のため進入できず同様に効果はなかった。
	消 火 しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火時期 <input type="checkbox"/></li> <li>○ 消火困難性 <input type="checkbox"/></li> <li>○ 消火方法 <input type="checkbox"/></li> <li>○ その他 <input type="checkbox"/></li> </ul>	
④ 消 火 活 動 概 要	(消防上の支障・困難性等) サウナ浴場への出入口が1箇所しかなく、濃煙・熱気のため内部進入による検索はもちろん、火勢の状況確認が不能の状態であった。		

	避 難 方 法	避 難 上 支 障 事 項
⑤ 避 難 状 況	○階段を利用 <input checked="" type="checkbox"/> ( 人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input checked="" type="checkbox"/> ( 人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> ( 人) ○窓、開口部から直接地上へ <input type="checkbox"/> ( 人) ○救 助 <input type="checkbox"/> ( 人) ○その他( ) <input type="checkbox"/> ( 人)	○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
	○ 2 階の各店舗の関係者は、そのほとんどが煙によって火災を知り、一部の者は騒ぎや放送設備のサイレン音で気付いており、消火器を持って駆け付けた者、地下 2 階の巡視室に知らせる者、客を避難させる者等、それぞれに活躍している。 ○ 知らせを受けた巡視室では、階段の防火戸を閉め、地下駐車場専用排煙設備の 2 階にある点検用ドアを開放して排煙したため、煙は各階層に進入しなかった。さらに巡視室から放送設備で全館に火災の発生を放送したため、混乱なく避難が行われた。 ○ 3 階の映画館には約 320 名の客が入っていたが、2 階の某店舗から電話で火災を知らされた従業員の指示で屋内階段を利用して避難している。	
⑥ 死 者 の 状 況	健康人 3 名 (泥酔者 名) 要保護者 名 [乳幼児 名] 高齢者 名 身体不 自由者 名 病人 名	避難上支障となった事項 ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input checked="" type="checkbox"/> (濃 煙)
	死亡した 3 名は従業員の火災の知らせで、ガウン姿で一旦避難したが(従業員が確認している)死亡時は自分の衣類を着ているところから推定すると、一旦避難後、また余裕があると判断し、再び更衣室に戻り着衣中、更衣室の出入口側に濃煙が充満したため逃げ場を失い、有毒ガスを含んだ煙を吸い、意識不明となっておれたものと考えられる。その後消防隊により救出されたが病院収容後一酸化炭素中毒により死亡した。	
IV 問題点・教訓等		
1. サウナ室と他の部分とは防煙・防火区画とする必要がある。 2. サウナの性格上から断熱効果を高めるための発泡樹脂が多量に使用され、又、金属等を使用できないため、スプルス材・合板等の可燃材を使用し高温・低湿の状況下におかれているにもかかわらず、サウナヒーターを腰掛の下に設置するなど防火的な配慮がなされていない。 3. サウナ浴場の規模が小さいため、従業員女子 2 名のみで営業にたずさわっている現況であり、防火管理体制など全く望めない状況にあった。このことから各使用区分毎の防火管理体制のあり方について検討の必要性がある。 4. 一旦避難した者が、自分の衣類・荷物等にしゅう着し、再び火点室に戻ったため死亡している。このようなことの起こらないよう更に徹底して指導していく必要がある。 5. サウナ室内に自動火災報知設備の感知器を設置させるようにし、早期火災発見をする必要がある。		



有楽サウナ拡大



有楽サウナ